

厚生労働省統計改革検討会開催要綱

1 目 的

厚生労働省統計改革検討会（以下「検討会」という。）は、一連の統計問題への深い反省に立ち、その再発防止を図るとともに、真に国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成すること等を目的とした「厚生労働省統計改革」を推進するため、専門的見地から定期的に検討を行い、意見・助言を得ることを目的とする。

2 検討事項

検討会は、主として次の事項について検討を行う。

- (1) 「厚生労働省統計改革ビジョン2019」（令和元年8月27日策定。以下「ビジョン」という。）に基づく取組の進捗状況の確認及びビジョンの見直しに関すること
- (2) 総務省統計委員会や統計改革推進会議における検討結果等を踏まえ、必要な対応や見直しの検討を行うこと
- (3) (1) 及び (2) のほか、統計業務の改善、人材の育成等に関すること

3 委員

検討会の委員は別紙の構成員のとおりとする。

なお、委員の任期は2年以内とする。また、委員は再任されることができる。

4 運 営 等

- (1) 検討会は、厚生労働審議官が別紙の有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会には座長を置き、委員の互選により定める。
- (3) 検討会に座長代理を置くことができる。
座長代理は、座長が委員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、検討会にワーキンググループを置くことができる。
- (6) 検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他の正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (7) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他の正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (8) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (9) 検討会の庶務は、政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官（企画調整担当）付統計・情報総務室において行う。
- (10) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、厚生労働審議官が座長と協議のうえ定める。

構成員

梶木 壽（フレイ法律事務所弁護士）

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）

神林 龍（一橋大学経済研究所教授）

◎ 小峰 隆夫（大正大学地域創生学部教授）

中室 牧子（慶應義塾大学総合政策学部教授）

吉川 洋（立正大学学長）

美添 泰人（青山学院大学名誉教授）※オブザーバー

（五十音順、敬称略）

（座長：◎）

厚生労働省統計改革チーム設置要綱

〔 令和元年7月9日
一部改正 令和2年8月7日
厚生労働大臣伺い定め 〕

1 目的

「厚生労働省統計改革ビジョン 2019」（令和元年8月27日厚生労働省）を踏まえ、厚生労働省における統計改革を行うため、厚生労働省に「厚生労働省統計改革チーム」（以下「改革チーム」という。）を設置する。

2 改革チームの構成

- (1) 改革チームは、チーム長、副チーム長及びチーム員をもって構成する。
- (2) チーム長は、厚生労働審議官をもって充てる。
- (3) 副チーム長は、政策統括官（統計・情報政策担当）をもって充てる。
- (4) チーム員は、別紙の職にある者をもって充てる。
- (5) チーム長は、必要に応じ、改革チームに構成員以外の者の参加を求めることができる。
- (6) チームの庶務は、関係部局の協力を得て、政策統括官（統計・情報政策担当）付統計・情報総務室において処理する。

3 補則

この要綱に定めるもののほか、改革チームの運営に関し必要な事項は、チーム長が別に定める。

4 附則

この要綱は、令和元年7月9日から施行する。

厚生労働省統計改革チーム

チーム長 : 厚生労働審議官

副チーム長 : 政策統括官 (統計・情報政策担当)

チーム員 : 政策立案総括審議官

大臣官房参事官 (総括調整、障害者雇用担当)

大臣官房参事官 (総括調整、行政改革担当)

大臣官房参事官 (情報化担当)

政策統括官 (統計・情報政策担当) 付参事官 (企画調整担当)

統計改革プロジェクトグループ設置規程

令和元年10月16日

令和2年8月7日改正

政策統括官（統計・情報政策担当）伺い定め

（設置）

第1条 厚生労働省における統計改革を行うため、厚生労働省に設置された「厚生労働省統計改革チーム」（チーム長：厚生労働審議官）の下に、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表に基づく取組を着実に進めるため、政策統括官（統計・情報政策担当）に「統計改革プロジェクトグループ」を置く。

（目的）

第2条 統計改革プロジェクトグループは、厚生労働省統計改革ビジョン2019及び厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表等を踏まえた各項目について実施に向けた検討等を行う。

（統計改革プロジェクトグループ）

第3条 統計改革プロジェクトグループは、ガイドライン作成グループ、情報システム適正化グループ、データ利活用推進グループ、EBPMプロジェクト推進グループ、研修見直しグループで構成する。

- 二 各グループにグループ長、主査、グループ員及びアドバイザーを置く。
- 三 各グループの主査は、グループ長を補佐するものとする。
- 四 グループ長は、アドバイザーの協力を得て検討を行うものとする。

（ビジョン連絡会議）

第4条 厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表の取組を着実に進めるため、各グループ長が一堂に会する「ビジョン連絡会議」を開催し、定期的に、政策統括官（統計・情報政策担当）及び政策立案総括審議官に報告を行い、必要な指示を受けるとともに、各グループ間の連携を図っていくものとする。

（任命等）

第5条 ガイドライン作成グループ長及び情報システム適正化グループ長は、統計企画調整室長をもって充てる。

- 二 データ利活用推進グループ長は、審査解析室長をもって充てる。
- 三 EBPMプロジェクト推進グループ長は、政策統括官付政策立案・評価推進官（統計・情報総務室併任）を持って充てる。
- 四 研修見直しグループ長は、統計企画調整室長をもって充てる。

- 五 各グループの主査、グループ員及びアドバイザーは、政策統括官（統計・情報政策担当）が任命する。
- 六 各グループ長は、必要に応じ、グループに構成員以外の者の協力を求めることができる。
- 七 統計改革プロジェクトグループ及びビジョン連絡会議の庶務は、関係室の協力を得て、統計・情報総務室において処理する。

（補則）

第6条 この規程に定めるもののほか、統計改革プロジェクトグループ及びビジョン会議の運営に必要な事項は、政策統括官（統計・情報政策担当）が定める。

附 則

この規程は、令和元年10月16日から施行する。

この規程は、令和2年8月7日から施行する。